

広島県告示第三百三十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として、次のとおり指定した。

平成二十九年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師研修（講座形式）

1 期日及び会場

期 日	会 場
平成二十九年十一月十九日	三次市十日市南一丁目二番一八号 三次十日市きんさいセンター
平成二十九年十一月二十六日	福山市東桜町一番二一号 広島県民文化センターふくやま
平成三〇年二月四日	広島市中区河原町一番二六号 広島県環衛ビル

2 科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	一時間
洗たく物の受取、保管及び引渡し	一時間
洗たく物の処理	一時間
繊維及び繊維製品	一時間
レポート	有

三 業務従事者講習（通信教育）

1 受付期間等

受付開始年月日	平成二十九年一月一日	受付締切年月日	平成二十九年二月三〇日	レポート提出締切年月日	平成三〇年一月三二日
---------	------------	---------	-------------	-------------	------------

2 科目及びレポート課題

- (一) 衛生法規及び公衆衛生
- (二) 洗たく物の受取、保管及び引渡し
- (三) 洗たく物の処理
- (四) 繊維及び繊維製品

四 受講料

1 クリーニング師研修 五千円

2 業務従事者講習 四千五百円